



ISO 9001

ISO 14001

ISO 45001

ISO 22000

ISO/IEC 27001

ISMS クラウドセキュリティ

ISO 55001

HACCP

# ハンドブック

登録後の手続き  
マーク類の使用規定や遵守事項等

制 定 1999.12.1  
改 定 日 2025. 2.10

**27 版**

**JCQA**

日本化学キューエイ株式会社

ホームページ: <http://www.jcqa.co.jp>

| 版番号          | 改定ページ                                                 | ハンドブック改定内容                                                                                                                                              | 日付                    |
|--------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 10           | P.6,7,12,14,<br>15,18,25,26,<br>27,28,30,31,<br>32,33 | 「エネルギーマネジメントシステム(EnMS)」認証について関連箇所追加                                                                                                                     | 2012/2/10             |
| 10-2         | P.27,28                                               | 「登録内容変更届①」、「登録内容変更届②」の様式部分変更                                                                                                                            | 2012/5/14             |
| 10-3         | P.20                                                  | 「更新審査 受審の案内」の変更                                                                                                                                         | 2012/8/20             |
| 11           | P.29～31                                               | 「電子版 JCQA 登録申請書」への変更                                                                                                                                    | 2012/11/01            |
| 12           | P.20、22                                               | 「更新審査受審のご案内」「維持審査頻度の希望届」の変更                                                                                                                             | 2012/12/26            |
| 13           | P.5,26,32<br>P.7<br><br>P.20,22<br>P.24～25<br>P.29～31 | 認証書及びレプリカの料金変更(消費税)<br>JCQA 適合マーク、併記マーク使用上の注意<br>②マーク類が使用できるもの 3)に注意事項を追加<br>「更新審査受審のご案内」「維持審査頻度の希望届」の変更<br>「登録内容の変更について」の内容変更<br>JCQA 登録申請書の名称変更及び様式変更 | 2014/4/1              |
| 14           | P.4,23<br>P.9<br><br>P.25～26                          | 臨時審査の説明追加<br>ISO17021 改訂に伴い、マーク類を使用せず文章のみで登録を表示する<br>際の注意の文言追加<br>変更連絡及び事故・不祥事他の連絡内容の変更                                                                 | 2015/5/15             |
| 15           | P.12,15                                               | 「エネルギーマネジメントシステム(EnMS)」認証について、JAB 認定<br>シンボル削除                                                                                                          | 2015/9/7              |
| 15-1         | P.11                                                  | 名刺に認証対象外の記載内容についての追記                                                                                                                                    | 2015/11/25            |
| 15-2         | P.28～29<br>P.35～36                                    | 登録番号欄に(GHG)追記<br>「2015 年版改正規格への移行審査」を追加                                                                                                                 | 2016/1/29             |
| 16           | P.5<br>P.13<br>P.15                                   | 更新審査時での旧認証書・返却方法の変更<br>ISMS-AC 認定シンボル(併記マーク)の変更<br>併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書の ISMS マークの変更                                                                  | 2017/7/31             |
| 16-1         | P.16                                                  | 初回維持審査の受審可能期間の変更                                                                                                                                        | 2018/1/9              |
| 16-2         | P.3,7～11<br>15,25,27<br>P.8,14～15<br>P.6,34<br>P.30   | JIPDEC の名称変更に伴い ISMS-AC に変更<br><br>ロゴマークの配布データ形式に高画質のイラストレーター PDF 版を追加<br>認証書、レプリカの「注文書」の様式を変更(料金等詳細追記)<br>「認証書記載内容確認書」の様式変更に伴い「例」を変更                   | 2018/2/26             |
| 16-3         | P.5<br>P.9                                            | 認証書をホームページに掲載する場合の注意事項を追記<br>ホームページ、名刺に認証対象外へ認証が及んでいるとの誤解を与える<br>可能性がある記載がある場合の注意事項の追記                                                                  | 2018/11/22            |
| 16-4<br>16-5 | P.35～37<br>P.5,27,33                                  | 移行審査終了の為、関連ページを削除<br>認証書及びレプリカの料金表記の変更(税込みから税別へ)                                                                                                        | 2019/2/20<br>2020/2/5 |
| 16-6         | P.1,13,14,31<br>P.4,11<br><br>P.19,21                 | OHSAS18001 を ISO45001 に表記変更(規格改正の為)<br><br>A-4 を一部削除 (JCQA ホームページ「登録組織リスト」へのアクセス<br>廃止の為)<br>維持・更新審査各申込書見本のページを削除(受審案内を FAX 送信<br>からメール送信に移行した為)        | 2020/6/22             |

| 版番号 | 改定ページ                                                                                                                                         | ハンドブック改定内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 日付        |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 17  | P.4,6,7,8,16,<br>20,25,27,28,<br>29,33,34<br>P.5<br>P.15<br><br>P.16,17<br>P.11<br>P.12,14,17<br>P.15<br>P.19<br>P.22<br>P.24<br>P.26<br>P.27 | エネルギーを削除、アセット MS を追加<br><br>認証書送付方法の変更<br>ISMS-AC 認定(認定番号)情報、ISMS-AC 認定シンボル(併記マーク)の文言の追加と、移行期限後のコメントの追加<br>JCQA 適合マーク及び併記マーク配付の電子データ形式の変更<br>新 JAB 認定シンボルへの切り替えのお知らせ<br>新 JAB 認定シンボルに変更<br>ISMS-AC 認定シンボル: 移行期限後のコメントに変更<br>労働安全衛生 MS の内容を一部見直し<br>6.拡大審査、7.縮小を伴う審査を追加<br>臨時審査、一時停止に関する文言を一部追加<br>臨時審査に一部文言を追加、11.一時停止、12.復帰を追加<br>認証書が変更となる対象の4番目を追加 | 2020/8/24 |
| 18  | P.33                                                                                                                                          | レプリカ楕額の変更(掲載写真の差し替え)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2021/4/30 |
| 19  | P.6,7,8,16,17<br>P.21,26,28,<br>P.29,30<br>P32                                                                                                | HACCP を追加<br>登録内容変更届、一部追記<br><br>ISO/IEC27006:2015/Amd1:2020 対応文言追記                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 2021/9/24 |
| 20  | P.5                                                                                                                                           | 認証の決定(登録)を追加                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2021/12/6 |
| 21  | P.8~10,<br>P.14~15,<br>P.21,27,31<br>P.6~8,20,<br>P.24,28,<br>P.31~33<br>P.37~38<br>P.14,18,21<br>P.19<br><br>P.13<br>P.14<br>P.16<br>P.22,25 | ANAB 認定の文言の追加<br><br>ISMS クラウドセキュリティの文言の追加<br><br>ANAB 認定シンボル(併記マーク)の追加<br>ISMS クラウドセキュリティ(ISMS と組み合わせたケース)の JCQA 適合マークの追加<br>JCQA 適合マーク、ISMS-AC 認定シンボル使用規定のページ追加<br>JCQA 適合マーク、ANAB 認定シンボル使用規定のページ追加<br>『名刺』への JCQA 適合マーク表示及び認証表明の記載例 ページ追加<br>受審案内 フォーマットの変更<br>※ISMS クラウドセキュリティ( ; 以下、ISMS クラウドと記しているページもあります。)                                    | 2022/6/1  |
| 22  | P.6,8,26,27,<br>P.31,35<br>P.32                                                                                                               | 登録内容変更届①②フォーマットの削除(21 版 P31,P32)<br>ホームページ:様式集ページの URL のリンク<br><br>認証書記載内容確認書フォーマットの一部変更                                                                                                                                                                                                                                                              | 2022/9/8  |

| 版番号 | 改定ページ                                                                                                    | ハンドブック改定内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 日付         |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 23  | P.6<br>P.9～11,<br>P.16～17,<br>P.22～23                                                                    | 審査報告書:お客様ポータルサイトを通してダウンロードする方式への文言変更<br>食品 MS 適合マーク・ANAB 認定シンボルとの併記マーク:ISO22003-1 移行に伴う使用規定の明記(包装紙に使用不可)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 2023/10/1  |
| 24  | P.7<br>P.8<br><br>P.12<br>P.21,24<br><br>P.33<br><br>P.34<br>P.35<br>P.36～37<br><br>P.37<br>P.38<br>P.39 | 審査総括報告書のダウンロード期間の変更(3ヶ月→6ヶ月)<br>お客様ポータルサイト運用開始に伴う文言変更<br>請求書送付方法変更(メール PDF 添付で送信)に伴う文言変更<br>認証書提示の記録保管についての文言追加<br>ISO 22003-1:2022 8.4 に基づくルール追加<br>JCQA 適合マーク/JAB 認定シンボル/ANAB 認定シンボルの併記マークの変更<br>「不適合」「軽欠点」「改善の機会」:定義と処理基準と対応のページの追加<br>労働安全衛生マネジメントシステム:「一時停止」への文言追加<br>お客様ポータルサイト運用開始に伴う文言変更<br>認証書記載内容確認書:お客様ポータルサイトを通して送受信する方式への運用変更、画面の案内<br>ISO/IEC27001:2022 の追記<br>複数サイト(2 サイト以上)の場合の付属書記載例ページの追加<br>お客様ポータルサイト運用開始に伴う文言変更 | 2023/12/25 |
| 25  | P.7<br>P.10<br>旧 P.13<br>P.19～20<br>P.23<br>P.24<br>P.34<br>P.36                                         | 暫定報告書送付廃止の文言削除<br>3)併記マーク:労働安全衛生 MS の JAB 認定に伴う文言変更<br>「JAB 認定シンボル切り替えのお願い」ページの削除<br>使用例:労働安全衛生 MS の JAB 認定に伴う併記マークの追加<br>申請書:労働安全衛生 MS の JAB 認定に伴う併記マークの追加<br>初回審査を追加<br>JCQA での手続き:労働安全衛生 MS の JAB 認定に伴う文言変更<br>HP マイページからもポータルサイトにアクセス可能な文言を追加                                                                                                                                                                                    | 2024/4/1   |
| 26  | P.8<br>P.9<br><br>P.11<br>P.14～16,18                                                                     | 活動範囲の認証書への記載に関する考え方を追記<br>認証書 使用上の注意点①「掲示方法と記録保管について」を①「掲示方法」と③「記録保管」に分けて記載<br>4.認証情報の開示データについて追記(P.7 の記載は削除)<br>マーク類の使用手順②:より明確に記載<br>マークの表示事項:全社で認証を取得している場合、例:〇〇〇〇〇工場の記載は不要である旨記載                                                                                                                                                                                                                                                 | 2024/10/1  |
| 27  | P.8<br><br>P.9<br><br>P.18<br>P.31<br>P.34<br><br>P.36<br>P.37                                           | 認証表明、認証書使用に関する文言を追記<br>組織の活動が定義された物理的な場所で実施されていない場合は審査計画書及び認証書(記載内容確認書)への記載が必要である旨追記(*)<br>旧認証書管理の運用変更に伴う文言変更<br>認証機関が活動する地域について追記<br>審査統括部発信の辞退手続き書類を「辞退申請書」に統合、併い文言削除<br>情報セキュリティ MS 欄に登録内容変更項目を追記 (* ISO/IEC27006-1:2024)<br>認証が取り消しになった場合及び認証範囲が縮小された場合の認証の引用を含む広告物の取り扱いを追記<br>FAQ ボタン追加に伴いお客様ログイン画面の差し替え<br>ISO/IEC27001:2013 の削除と ISO/IEC27006-1:2024 への文言修正(*)                                                                | 2025/2/10  |

## はじめに

このハンドブックには、登録後の手続き、マーク類の使用規定や遵守事項、今後の審査に於けるお願いを掲載しております。

関係箇所を参照の上ご利用ください。ご不明な点は審査統括部までお問い合わせください。

(MAIL : [shinsa-bu@jcqa.co.jp](mailto:shinsa-bu@jcqa.co.jp) TEL: 03-3580-0951)

| CONTENTS |  |
|----------|--|
| 目 次      |  |

|                                               |       |
|-----------------------------------------------|-------|
| 1. 認証の決定(登録)                                  | 7     |
| 2. 登録後の送付書類                                   | 7     |
| 3. 認証書について                                    | 8     |
| 4. 認証情報の開示データについて                             | 9     |
| 5. JCQA 適合マーク・JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルの使用規定 | 11    |
| 6. 初回審査                                       | 25    |
| 7. 維持審査                                       | 25    |
| 8. 更新審査                                       | 28    |
| 9. 拡大審査                                       | 29    |
| 10. 縮小を伴う審査                                   | 29    |
| 11. マニュアルについて                                 | 29    |
| 12. 登録内容の変更、報道された事故・不祥事等について                  | 30    |
| 13. 「不適合」「軽欠点」「改善の機会」への対応について                 | 33    |
| 14. 臨時審査                                      | 34    |
| 15. 一時停止                                      | 34    |
| 16. 復帰                                        | 34    |
| 17. 認証書が変更となるケースについて                          | 35    |
| 18. お客様ポータルサイトによる「認証書記載内容確認書」について             | 36～37 |
| 19. 複数サイト(2 サイト以上)の場合の(認証書)付属書記載について          | 38    |
| 20. 認証書レプリカ販売のご案内                             | 39～40 |

下記を含む「各種 届出、申請書、注文書の様式」はホームページに掲載しています。(URL: <https://www.jcqa.co.jp/registered/>)

表記について

労働安全衛生(マネジメントシステム)、食品安全(マネジメントシステム)、情報セキュリティ(マネジメントシステム) : 申請書類には労働、食品、情報と記しております。

- ・ 品質、環境、労働安全衛生、食品安全、情報セキュリティ、ISMS クラウドセキュリティ、アセット、HACCP

各マネジメントシステム認証書注文書(追加注文用) ..... 10

- ・ JCQA適合マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書 ..... 23

- ・ 併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書 ..... 24

- ・ 品質、環境、労働安全衛生、食品安全、情報セキュリティ、ISMS クラウドセキュリティ、アセット

各マネジメントシステム認証書レプリカ注文書(追加注文用) ... 40

## 1. 認証の決定(登録)

JCQA は各マネジメントシステム登録委員会に第三者として外部委員を招聘し認証を決定しています。審査報告書は、審査チームリーダーが作成し、各審査部の技術員(レビュアー)がレビューした上で、審査部長が承認します。認証の決定は、レビュー済みの最終の「審査報告書」を基に行われます。毎月の各マネジメントシステム登録委員会は、登録委員会に先立つ 4～5 週分の審査案件について公平な審議を行っております。認証を決定した文書として「審査報告書」の発送を以って受審組織様への報告と致します。「審査報告書」の誤植等に関しましては対応致します。

## 2. 登録後のJCQAからの送付書類

登録若しくは登録の維持が決定された事業所については、下記の書類を送付します。審査総括報告書\*は、登録委員会終了後、約 1～2 週間以内に、基本的にはお客様ポータルサイトにてダウンロードする方式でお送りします。(この方式ではお客様ポータルサイトからの自動通知メールに添付した URL から PDF 審査総括報告書\*をダウンロードして保管いただけます。ダウンロードは公開開始から約6か月間可能です。判定結果通知書もこの中に含まれます。)

- ① 第2段階審査(新規登録)を行なった事業所
  1. 判定結果通知書
  2. 審査総括報告書\*
  3. ハンドブック(登録後の手続き)のお知らせ
  4. 認証書
- ② 更新審査拡大(縮小)等の変更審査を行なった事業所
  1. 判定結果通知書
  2. 審査総括報告書\*
  3. 認証書
- ③ 維持審査を行なった事業所
  1. 判定結果通知書
  2. 審査総括報告書\*
- ④ 臨時審査を行なった事業所
  1. 判定結果通知書
  2. 審査総括報告書\*

審査総括報告書\*に含まれる書類

- ・ 審査報告書
- ・ 審査計画書
- ・ 部門別審査項目、観察点集計表
- ・ 不適合・是正報告書 等
- ・ 会議議事録
- ・ 出席者リスト
- ・ その他(組織図等)

### 3. 認証書について

認証書は、新規登録及び更新審査並びに拡大(縮小)等の変更審査で、認証書の表記に変更があった場合に和文の正本を発行します。(認証書発行手数料は下表の通りです。)

インターネット、パンフレット、広告、その他文書等のコミュニケーション媒体に認証の地位を引用する場合、JCQAの要求事項を遵守してください。製品(サービスを含む)又はプロセスが認証されているという誤解を与える方法でマネジメントシステム認証を引用することはできません。JCQA及び／又は認証システムの評価を損ない又は社会的信用を失墜させるような方法や認証範囲外の活動及び事業所にも認証が及んでいると受け取られる等、誤解を招く方法で認証表明することや認証書・付属書を使用することはできません。(親会社等の他社による場合も同様です。)

**注記 1. 各事業所に於ける活動の種類、製品及びサービスの種類に関する認証範囲を明確にし、誤解を招くことがないように、また、不明瞭にならないように認証書に明記する必要があります。**

**注記 2. 特に、食品安全マネジメントシステムに於いて受審組織の製品数及び使用用途が複雑な場合に、フードサブカテゴリに対応した製品及びサービスがわかるように、認証範囲を明記する必要があります。**

**注記 3. 情報セキュリティマネジメントシステムの認証範囲内に於ける組織の活動が、定義された物理的な場所所で実施されていない場合は、その活動が遠隔で実施されていることを「審査計画書」と「認証書」に明記する必要があります。認証書に反映する為「認証書記載内容確認書」事業所所在地欄に(遠隔)と入力してください。**

#### 発行手数料、ご注文方法、お支払い方法

##### ① 発行手数料

| 認 証 書 類                                                                    | 発行手数料(税別)                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 和文[正本]<br>新規登録、更新及び更新拡大(縮小)、維持拡大(縮小)等の審査で認証書を発行する場合                        | 審査料金請求時の登録料金[新規]、登録更新料金[更新及び更新拡大(縮小)等]、登録内容変更料金[維持拡大(縮小)等]に含まれます。 |
| 和文[正本]<br>審査名称に拡大(縮小)等を含まない「維持審査」で認証書を発行する場合や審査を伴わず社名変更、住所変更等により認証書を発行する場合 | ¥ 10,000                                                          |
| 和文[副本]                                                                     | ¥ 3,000                                                           |
| 英文[正本]                                                                     | ¥ 10,000                                                          |
| 英文[副本]                                                                     | ¥ 3,000                                                           |

(注)1. 正本は1通しか発行できません。(副本はご希望数を発行致します。)

(注)2. 副本は正本の写しです。(和文は[副]、英文は[COPY]という文字が記載されています。)

(注)3. **副本のみの発行はできません。(例:英文正本を発行の上、英文副本を発行します。)**

##### ② ご注文方法

お客様ポータルサイトから審査の約1週間前に「認証書発行手続きー認証書記載内容確認書・注文書入力送信のお願い」(お知らせメール)を貴社ポータルサイトのご担当者様へ発信致します。認証書注文画面に希望部数をご入力ください。

審査のタイミング以外で追加のご注文がある場合は『認証書注文書[品質、環境、労働、食品、情報、ISMS クラウド、アセット、HACCP]』(10ページ)をご使用の上ご注文ください。認証書(副本)の追加注文は随時承ります。様式はホームページに掲載しています。(URL: <https://www.jcqa.co.jp/registered/>)



### ③ お支払い方法について

請求書はメール(PDF 添付)にて送付致します。弊社指定の銀行へお振込みください。  
振込手数料は貴社にてご負担いただきたくお願い申し上げます。

## 使用上の注意事項

### ① 掲示方法について

認証書は『認証書』と『付属書』の一对で正式な証書となります。掲示する場合は、認証範囲に誤認が生じないように掲示してください。

### ② 認証書のコピー

認証書の正本はコピーしても構いませんが、必ず「コピー」、「(写)」等記載し、正本とはっきり見分けがつくようにしてください。

### ③ 対外的に提出する際の記録保管について

提出日、提出先、何部提出したか、がわかるよう記録を残してください。

### ④ 旧認証書について

1) 以下の場合は、旧認証書は返却不要です。受審組織様で必ず廃棄処分をしてください。

- 更新審査の場合
- 有効期限内に住所、名称等の変更及び拡大、縮小による変更があった場合

2) 以下の場合は、旧認証書の正本(認証書・付属書)は各受審組織様で廃棄処分 又は  
弊社へ返却ください。

- 認証の取消及び返上の場合

## 4. 認証情報の開示データ

2024 年 10 月以降、IAF(国際認定フォーラム)の CertSearch データベースに全世界で MS 認証を受けた組織の情報が登録されました。

今後、お取引様等からのお問い合わせには、このデータベースをご活用いただけます。

<https://www.iafcertsearch.org/>

(認証機関が活動する地域は日本語で審査できる地域です。)

記入日: 年 月 日

日本化学キューエイ(株) 審査統括部 行  
MAIL : ninsyosyokakunin@jcqa.co.jp  
(TEL: 03-3580-0951)

審査時以外、「追加」でお申し込みいただく場合にご利用ください。  
様式はホームページに掲載しています。

(URL: <https://www.jcqa.co.jp/registered/>)

品質・環境・労働・食品・情報・ISMS クラウド・アセット・HACCP  
各マネジメントシステム認証書注文書

| 認証書種類       | 発行部数 | 備 考                                   |
|-------------|------|---------------------------------------|
| 和 文 ( 正 本 ) |      | ※審査料に含む(拡大・縮小を含まない維持審査での変更は 10,000 円) |
| 和 文 ( 副 本 ) | 部    | 3,000 円                               |
| 英 文 ( 正 本 ) | 部    | 10,000 円                              |
| 英 文 ( 副 本 ) | 部    | 3,000 円                               |

(税別)

注) 正本は 1 通しか発行できません。正本の写しの副本はご希望数を発行致します。副本のみの発行はできません。

ご希望の項目に☒を入れてください。

☐品質 ☐環境 ☐労働 ☐食品 ☐情報 ☐ISMS クラウド ☐アセット ☐HACCP

登 録 番 号: JCQA-

貴 社 名:

受審事業所:

《送付先住所》

住 所: 〒

所属部署:

担当者名:

電話番号:           —           —

- ご記入いただきましたお客様の個人情報は、法令に基づいて、弊社が実施している登録業務に係る連絡・調整、並びに弊社の事業のご案内に限り利用させていただきます。

JCQA記入欄

| 受付日 | 発注日 | 発送日 | 請求書発行 | 受付 No. | 注文 No. | 納品 No. | 請求 No. |
|-----|-----|-----|-------|--------|--------|--------|--------|
| 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日   |        |        |        |        |

## 5. JCQA適合マーク・JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルの使用規定

審査登録後は、登録されたマネジメントシステムに関して、JCQA 適合マーク及び併記マーク(JCQA 適合マークと JAB、ISMS-AC 又は ANAB 認定シンボルの併記)を使用することができます。これらをマーク類といいます。以下の項目を参照の上、ご使用ください。(11～22ページ参照)

### 使用手順

- ① ご希望の方は、  
「JCQA 適合マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書」(23ページ)  
「併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書」(24ページ)  
を提出してください。受領後 2～3 日程度で電子データをメールにて送信致します。(無償)  
様式はホームページに掲載しています。(URL: <https://www.jcqa.co.jp/registered/>)  
ファイル形式については上記の送付依頼書 兼 使用申請書をご確認ください。
- ② JCQA が定める JCQA 適合マーク・JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルの使用規定に準拠して、配付や複製等のルールを定めて運用してください。
- ③ マークの使用に関し、以下のように管理するようにお願いします。
  - ・インターネット、パンフレット又は広告、若しくは他の文書等のコミュニケーション媒体にマーク類を引用する場合、JCQA の要求事項を遵守してください。
  - ・JCQA が認証の一時停止又は取消しを行った場合、JCQA の指示に従い、全ての広告物からマーク類を削除してください。
  - ・認証の範囲が縮小された場合、全ての広告物を修正してください。
  - ・製品(サービスを含む)又はプロセスが認証されていると誤解を招くようなマーク類の使用はできません。
  - ・認証範囲外の活動にも認証されていると受け取られるような使い方はできません。親会社等の他者による使用もできません。
  - ・JCQA や認証システムの評価を損なうような、また社会的信用を失墜させるようなマーク類の使用はできません。

### JCQA適合マーク、併記マーク使用上の注意

- ①JCQA適合マーク、併記マークについて
  - 1) 品質、環境、労働安全衛生、食品安全、情報セキュリティ、ISMS クラウドセキュリティ、アセットの各マネジメントシステムに登録された事業所と HACCP 認証組織は、該当する JCQA 適合マークを使用できます。
  - 2) ISMS クラウドセキュリティの JCQA 適合マークは単独で使用できません。情報セキュリティマネジメントシステムの JCQA 適合マークと並べて表示していただく、若しくは、情報セキュリティマネジメントシステムと ISMS クラウドセキュリティを組み合わせで 1 つにした JCQA 適合マークをご使用ください。(22ページ参照)
  - 3) 品質、環境、労働安全衛生マネジメントシステムに登録した事業所は、該当する JCQA 適合マークと JAB 認定シンボル、情報セキュリティマネジメントシステムに登録した事業所は、該当する JCQA 適合マークと ISMS-AC 認定シンボル、食品安全マネジメントシステムに登録した事業所は、該当する JCQA 適合マークと ANAB 認定シンボルを併記して使用できます。その場合は「併記マーク」として使用してください。 ※JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルは単独では使用できません。
  - 4) JCQA が認定を受けていない分野については、JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルは使用できません。その場合は、JCQA の認定範囲が拡大された後に実施する審査を経て、使用できるようになります。(JCQA が発行した認証書の左下に、JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルが記載されている場合に使用できます。)

## ②マーク類が使用できるもの

- 1) 封筒、便箋等の文書・印刷物
- 2) 新聞、雑誌等の広告
- 3) カタログ、会社案内等のパンフレット（製品カタログに使用する場合、表紙等の個々の製品を認証していると誤解される位置には使用できません。）
- 4) ホームページ・ウェブ等のインターネット媒体
- 5) 社屋、旗、看板等の広告
- 6) 名刺（登録された組織に所属している人に限る）  
【名刺への JCQA 適合マーク表示及び認証表明の記載例（19ページ参照）】

## ③マーク類が使用できないもの

製品自体の認証と誤認される恐れがあるものは使用できません。（17ページ参照）

例 1：製品、車両\*

\* 車両は活動範囲により使用できる場合がありますので、ご相談ください。

例 2：試験成績書、校正証明書等の各種証明書

製品（数値）を認証していると誤解される恐れがある為、これらに JCQA 適合マーク、JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルを使用することはできませんが、文章でマネジメントシステム登録を表示することはできます。その場合は、製品認証と誤認される恐れのある不的確な言及や表記とならないように注意してください。

## ④表示方法（JCQA 適合マーク）

- 1) JCQA 適合マークは適用規格と登録番号を表示してください。（14～16ページ参照）
- 2) 企業全体で登録していない場合は、適用規格と登録番号に加え、登録した事業所名も表示してください。特に、総合カタログや会社案内等で、登録範囲外の事業所、製品、サービスを含む場合は、登録の対象範囲がわかるように表記してください。

## ⑤表示方法（JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルとの併記マーク）

- 1) JAB 認定シンボルは JCQA の認定番号（CM003）、ISMS-AC 認定シンボルは JCQA の認定番号（ISR026）を表示してください。（14～15、20～21ページ参照）
- 2) JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルは、JCQA が JAB、ISMS-AC 又は ANAB より認定を受けたことを示すシンボルです。登録組織が、JAB、ISMS-AC 又は ANAB の認定を受けたと誤解されないように使用してください。

## ⑥配付媒体

電子データのみ。（紙媒体の清刷の配付は行いません）

## ⑦電子データの使用方法（14～16ページ参照）

- 1) JCQA から送付したファイルを分解して個別に使用したり、組み替えて使用しないでください。
- 2) JCQA から送付したファイルの保存形式や解像度を、低下させずにホームページやその他の電子媒体に使用してください。
- 3) 電子データの複製の保護及び漏洩防止の為、適切な管理をしてください。

## ⑧外部業者への電子データの提供について

- 1) 印刷物やホームページの作成を外部業者へ依頼する際は、提供先の外部業者の一覧を作成し、JCQA が要求した場合は提示できるようにしてください。
- 2) 提供先外部業者に電子データの複製の保護及び漏洩防止の為に適切な管理を行うことを要求してください。
- 3) 印刷物やホームページ作成以外で JCQA 適合マーク、JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルの電子データを他者へ提供することはできません。

#### ⑨適用期間、使用状況の確認及び違反に対する処置

- 1) 登録の有効期間のみ使用できます。  
抹消日以降は、マーク類の使用はできませんので、全ての広告物(印刷物や web サイト)から JCQA 適合マークや JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルを削除してください。
- 2) 次の場合には使用を中止してください。
  - ・ JCQA が JAB、ISMS-AC 又は ANAB 認定の一時停止・取り消し並びに認定範囲の縮小となった場合
  - ・ JCQA から登録者が認証取消となった場合
 また、JCQA 適合マーク、JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルを表記した関連物は完全に消去又は廃棄し、廃棄を完了した旨の報告を書面にて提出してください。外部業者に電子データを提供している場合も同様の措置をとってください。
- 3) 登録者がマーク類の使用条件を定めた手順書を作成し、その通り管理していることを維持審査・更新審査で確認します。その際に、使用に関して違反していた場合、又はその恐れがある場合は、是正を勧告します。
- 4) なお、是正がなされていない場合は、「認証書等の使用の是正勧告書」で是正を勧告するとともに、認証書等の使用の停止を通知します。是正処置が勧告書の期限内になされていない場合は、JCQA は認証書、JCQA 適合マーク、JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルの使用禁止、認証の取消し、又は法的処置等、適切な処置を講じます。

#### ⑩認定シンボルが変更になった場合

認定シンボルが変更になった場合は JCQA から連絡致します。名刺・会社案内・ホームページ等をご確認いただき、ご使用の場合には新シンボルへの移行期間内に、新しい認定シンボルに切り替えをお願い致します。

### マーク類を使用せず文章のみで登録を表示する際の注意

食品安全マネジメントシステム以外(\*)、製品の包装や宣伝用資料に、文章のみでマネジメントシステム登録を表示することができますが製品認証と誤認される恐れのある不的確な言及や表記とならないように注意してください。

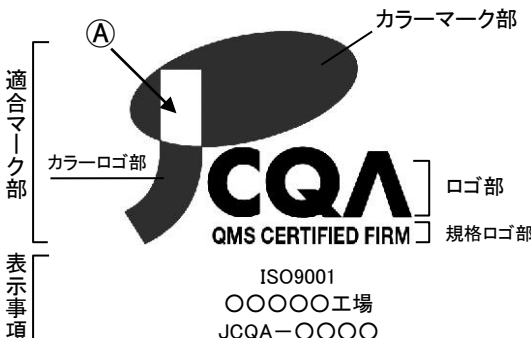
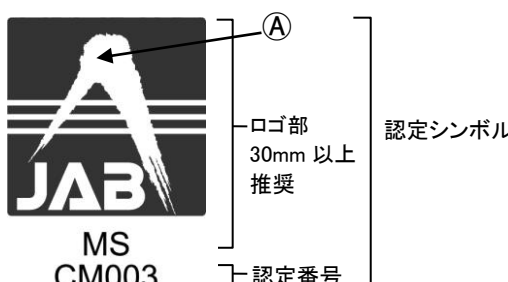
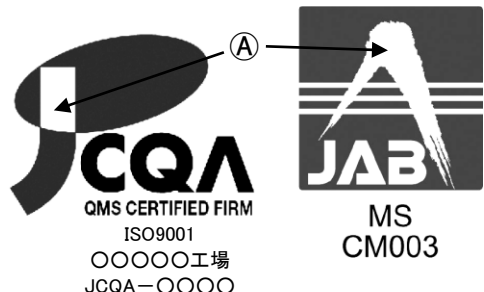
尚、表示には以下の次項を含めるようにしてください。

- 1) 被認証組織の特定(例えば、ブランド、名称)
- 2) マネジメントシステムの種類(例えば、品質、環境)及びその適用規格
- 3) 認証書の発行機関(JCQA)

また、ホームページや名刺に於いても、登録範囲外の人でも文章のみで表示することができます。その場合、認証対象外へ認証が及んでいるとの誤解を与える可能性のある記載がある場合は、認証対象サイト及び活動(若しくは認証対象外サイト及び活動)が識別できるような表記をしてください。【名刺への JCQA 適合マーク表示及び認証表明の記載例(19ページ参照)】

(\*) 注意: 食品安全マネジメントシステムに於いては、文章のみであっても“製品の直接”或いは“製品の包装の上”に認証登録を表示することはできません。(ISO22003-1 8.4 に基づくルールです)

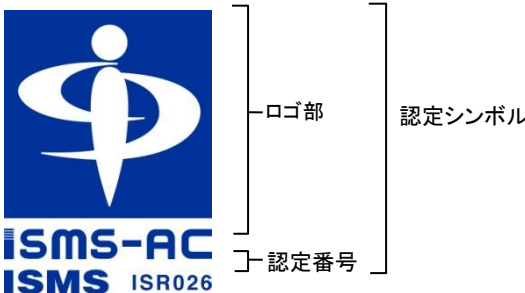
## JCQA 適合マーク、JAB 認定シンボル の使用規定

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マーク／シンボル     | <div>JCQA 適合マーク</div> <div></div>                                                                                                                                                                                 | <div>JAB 認定シンボル(単独使用不可)</div> <div></div>                                                                                                                                                                      |
|              | ①部分は原則白色であるが、単色刷りの場合は①部分は下地の色でも構いません。但し明確にマークが識別できるようにしてください。                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 表示事項<br>(配置) | <p>上記のように JCQA 適合マーク部の下に規格、登録番号、事業所名等を表示してください。<br/>全社で認証を取得している場合は、例：〇〇〇〇〇工場の記載は不要です。<br/>詳しくは、「④ 表示方法(適合マーク)」(12ページ)、若しくはマーク使用例(20～22ページ)を参照してください。</p>                                                                                                                                          | <div></div> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 必ず JCQA 適合マークと併記して使用してください。</li><li>・ JCQA 適合マークと JAB 認定シンボルの併記の位置を変えることはできません。</li><li>・ 詳しくはマーク使用例(20～21ページ)を参照してください。</li></ul>                        |
| 大きさ          | 拡大又は縮小する場合は、マーク／シンボル部は <b>同一の縦横比</b> で行ってください。(縦横比を変更しないでください)<br>(縮小する場合は適合マーク部と表示事項の比率が同じである必要はありませんが、JCQA 適合マークの表示事項や JAB 認定シンボルの認定番号の文字がつぶれず明瞭に表示できる範囲で行ってください。)                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 色            | <div>【カラーロゴ部、カラーマーク部】</div> <div>① 基本色：<br/>(1) 印刷物 … 緑色(DIC389)<br/>又は、その近似色<br/>(2) ホームページ… 上記基本色 RGB 値へ変更した近似色で使用してください。</div> <div>② サブカラー(基本色以外に使用できるカラー)：<br/>黒色、灰色、金色、銀色<br/>青色(マンセル 2.5PB 3.5/10、<br/>大日本インキ DIC579、<br/>PANTONE 300C、又は、その近似色)</div> <div>【ロゴ部、規格ロゴ部】</div> <div>黒色</div> | <div>地色との明瞭な対比をもたせて表示してください。</div> <div>【ロゴ部】</div> <div>① 基本色：<br/>(1)印刷物 … マンセル 2.5PB 3.5/10、<br/>大日本インキ DIC579、<br/>PANTONE 300C<br/>又は、その近似色<br/>(2) ホームページ… 上記色指定コードを RGB 値へ変更した近似色で使用してください。</div> <div>② サブカラー(基本色以外に使用できるカラー)：<br/>黒色、灰色、金色、銀色</div> <div>【ロゴ部、認定番号】</div> <div>黒色</div> |

JCQA 適合マーク、JAB 認定シンボルを使用した名刺・宣伝用資料等のデザイン案をメールいただければ、事前に内容を確認させていただきます。お問い合わせ：JCQA 審査統括部 MAIL : [logo-mark@jcqa.co.jp](mailto:logo-mark@jcqa.co.jp)



## JCQA 適合マーク、ISMS-AC 認定シンボルの使用規定

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>マーク／シンボル</p>      | <p><b>JCQA 適合マーク</b></p>  <p>①部分は原則白色であるが、単色刷りの場合は①部分は下地の色でも構いません。但し明確にマークが識別出来るようにしてください。</p>                                                                                                                                                                                                                         | <p><b>ISMS-AC 認定シンボル(単独使用不可)</b></p>                                                                                                                                                                                  |
| <p>表示事項<br/>(配置)</p> | <p>上記のように JCQA 適合マーク部の下に規格、登録番号、事業所名等を表示してください。<br/>         全社で認証を取得している場合は、例：〇〇〇〇〇工場の記載は不要です。<br/>         詳しくは、「④ 表示方法(適合マーク)」(12ページ)、若しくはマーク使用例(20～22ページ)を参照してください。</p>                                                                                                                                                                                                                             |  <ul style="list-style-type: none"> <li>必ず JCQA 適合マークと併記して使用してください。</li> <li>JCQA 適合マークと JAB 認定シンボルの併記の位置を変えることはできません。</li> <li>詳しくはマーク使用例(21ページ)を参照してください。</li> </ul>                                               |
| <p>大きさ</p>           | <p>拡大又は縮小する場合は、マーク／シンボル部は<b>同一の縦横比</b>で行ってください。(縦横比を変更しないでください)<br/>         (縮小する場合は適合マーク部と表示事項の比率が同じである必要はありませんが、JCQA 適合マークの表示事項や ISMS-AC 認定シンボルの認定番号の文字がつぶれず明瞭に表示できる範囲で行ってください。)</p>                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>色</p>             | <p><b>【カラーロゴ部、カラーマーク部】</b></p> <p>① 基本色：<br/>         (1) 印刷物 … 緑色(DIC389)<br/>                                         又は、その近似色<br/>         (2) ホームページ… 上記基本色 RGB 値へ変更した近似色で استفادهしてください。</p> <p>② サブカラー(基本色以外に使用できるカラー)：<br/>         黒色、灰色、金色、銀色<br/>         青色(マンセル 2.5PB 3.5/10、<br/>         大日本インキ DIC579、<br/>         PANTONE 300C、又は、その近似色)</p> <p><b>【ロゴ部、規格ロゴ部】</b><br/>         黒色</p> | <p>地色との明瞭な対比をもたせて表示してください。</p> <p>指定色：<br/>         (1) 印刷物…特殊印刷色：DIC220 又は<br/>                                         プロセスカラー：C100%+M70%</p> <p>(2) ホームページ…カラースライダー：003399、<br/>                                         RGB カラー：R=000、G=051、<br/>                                         B=153</p> |

JCQA 適合マーク、ISMS-AC 認定シンボルを使用した名刺・宣伝用資料等のデザイン案をメールいただければ事前に内容を確認させていただきます。お問い合わせ：JCQA 審査統括部 MAIL：[logo-mark@jcqa.co.jp](mailto:logo-mark@jcqa.co.jp)

JCQA 適合マーク、ANAB 認定シンボル の使用規定

JCQA 適合マーク、ANAB 認定シンボルを使用した名刺・宣伝用資料等のデザイン案をメールいただければ、事前に内容を確認させていただきます。お問い合わせ：JCQA 審査統括部 MAIL：[logo-mark@jcqa.co.jp](mailto:logo-mark@jcqa.co.jp)



## Q &amp; A

## ～よくある質問と回答～

Q-1 『付属書』に記載された関連事業所・関連会社は JCQA 適合マーク・JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルが使えますか？

A-1 使えます。付属書に記載されている関連事業所・関連会社は『認証書』に記載された主登録組織と同じマネジメントに基づいて活動している為、JCQA 適合マーク・JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルが使えます。

Q-2 『認証書』・『付属書』の原本をコピーして、関連事業所・関連会社又は関係先に配布できますか？

A-2 できます。この場合は、コピーしたものに、識別の為、「コピー」、「(写)」等と表記してください。

Q-3 総合カタログ、会社案内、封筒、ホームページ等に JCQA 適合マーク・JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルが使えますか？

A-3 (1) 使えます。但し、事業所及び製品が全て認証範囲内でない場合（一部が認証範囲内の場合）、どの事業所、どの製品が認証範囲か（又は非範囲か）を明確に識別してください。また、製品自体の認証と誤認されないよう使用してください。

(2) 【その他注意点】

※食品安全マネジメントシステムの JCQA 適合マーク（食品安全マネジメントシステムと他のマネジメントシステムを組み合わせた JCQA 適合マークも含む）及び ANAB 認定シンボルとの併記マークは、製品の包装にも使えません。

上記※印のマークは、“製品の直接”或いは“製品の包装の上に”使用することはできません。

製品包装には製品を含む第一次包装及びあらゆる外装又は第二次包装を含め、全ての製品包装を含みます。（ISO22003-1 8.3 に基づくルールです）

|                     | ■JCQA 適合マーク<br>(食品安全 *以外* の MS)      | ■JCQA 適合マーク<br>( <u>食品安全マネジメントシステム、<br/>食品安全と他のマネジメントシステムを<br/>組み合わせた JCQA 適合マークも含む</u> ) |
|---------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | ■JAB 認定シンボル、ISMS-AC<br>認定シンボルとの併記マーク | ■ANAB 認定シンボルとの併記マーク                                                                       |
| 製品                  | ×                                    | ×                                                                                         |
| 製品の包装               | △<br>(ご使用前にご相談ください)                  | ×                                                                                         |
| 測定器の校正証明書／検査の試験成績書等 | ×                                    | ×                                                                                         |

**Q-4** 建物の玄関や出入口に掲げる看板・銘板に JCQA 適合マーク・JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルを表示したいのですが、使えますか？

**A-4** 登録事業所では使えます。

**Q-5** 名刺に JCQA 適合マーク、JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルは使えますか？

**A-5** 使用できます。但し、登録を受けた対象範囲の方のみ使用できます。尚、名刺に認証対象外の組織を記載する場合は、当該組織が認証対象外であることがわかるような記載をしてください。  
【名刺への JCQA 適合マーク表示及び認証表明の記載例(19ページ参照)】

**Q-6** JCQA 適合マーク、JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルに記載の文字やデザインを変えられますか？

**A-6** できません。電子データに記載の通り表示してください。  
但し、14～16ページの JCQA 適合マークの表示事項(規格、事業所名、登録番号)は、位置や大きさを変えられます。その際は文字が判別できる範囲で変更してください。

例: ISO9001  
 ○○○○事業所 } は変更可  
 JCQA-○○○○ }

全社で認証を取得している場合は、例: ○○○○○工場の記載は不要です。

**Q-7** JCQA 適合マーク、JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルは縦に並べて記載できますか？

**A-7** JAB 認定シンボルは、縦に並べることはできません。20～21ページの使用例の配置で使用してください。  
但し、ISMS-AC 認定シンボルについては、JCQA 適合マークに隣接していれば、縦に配置しても OK です。

**Q-8** 登録取り下げを希望した場合、その手続きや認証書、JCQA 適合マーク・JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルの取り扱いはどのようにしたらよいですか？

**A-8** 登録取り下げについては、弊社ホームページ「お問い合わせ」<https://www.jcqa.co.jp/contact/>(内容:その他)にてご連絡ください。登録抹消日以降は、マーク類、認証書及びそれらのコピーの使用を停止してください。

# 『名刺』へのJCQA適合マーク表示及び認証表明の記載例

※JCQA適合マークの下には、規格・工場(事業所)名等・登録番号を表示するなど、使用規定を順守してください。

|     | JCQA適合マーク                       |       |                                                                                                                                | JCQA適合マークを使用せず、文章のみで表記                                                                                                                      |       |
|-----|---------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|     | 認証範囲内                           | 認証範囲外 | ・認証範囲内 兼務 認証範囲外<br>・認証範囲外の部門/住所が混在<br>等、記載の一部が認証範囲                                                                             | 認証範囲内                                                                                                                                       | 認証範囲外 |
| 名 刺 | 使用可<br>(登録された組織に所属<br>している人に限る) | 使用不可  | 使用する場合、<br>認証範囲に誤認が生じな<br>いよう認証範囲内外の識<br>別をして明確な記載をし<br>てください。<br>(組織の全体が認証されてい<br>るのではなく、組織の一部が認<br>証されていることを明らかに<br>してください。) | 認証範囲外の方でも文章のみで表示<br>することは可能です。<br>認証範囲外へ認証が及んでいるとの<br>誤解を与える可能性のある記載があ<br>る場合は、認証対象サイト及び活動<br>(若しくは認証対象外サイト及び活<br>動)が識別できるような記載をして<br>ください。 |       |

## 例) 認証範囲外の部門と兼務のケース：

JCQA適合マークの下に[規格]・認証対象サイト[本社]・  
[登録番号]を記載することで認証範囲が記載全てに  
及んでいるという誤認を防止。(場合により[営業所  
は認証範囲外]も記載)

〇〇〇〇〇株式会社

認証範囲内      認証範囲外

本社 〇〇〇〇本部長 兼 △△営業所長

日本 太郎

JCQA適合マーク      JAB認定シンボル

本社  
〒105-0003 東京都〇〇〇〇〇〇  
TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

△△営業所  
〒105-0003 東京都△△△△△△  
TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

SAMPLE JCQA QMS CERTIFIED FIRM ISO 9001 本社 JCQA-〇〇〇〇

MS CM003

## 例) 認証範囲外の部門に所属している方のケース：

**JCQA適合マークは使用できません。**  
文章のみで記載してください。

〇〇〇〇〇株式会社

認証範囲外

△△営業所 副所長

日本 富士子

△△営業所  
〒105-0003 東京都△△△△△△  
TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ISO9001認証取得(本社)  
(JCQA-□□□□)

〇〇〇〇〇株式会社

本社 〇〇〇〇本部長 兼 △△営業所長

日本 太郎

JCQA適合マーク

本社  
〒105-0003 東京都〇〇〇〇〇〇  
TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

△△営業所  
〒105-0003 東京都△△△△△△  
TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

SAMPLE JCQA QMS CERTIFIED FIRM ISO 9001 本社 JCQA-〇〇〇〇

裏面：スペースの問題があれば裏面に注釈を記載することも可

\*本社 住所〇〇〇〇〇〇 □-□-□ TEL・・・・

\*A事業所 住所〇〇〇〇〇〇 □-□-□ TEL・・・・

B事業所 住所〇〇〇〇〇〇 □-□-□ TEL・・・・

\*C工場 住所〇〇〇〇〇〇 □-□-□ TEL・・・・

D工場 住所〇〇〇〇〇〇 □-□-□ TEL・・・・

\*印の事業所及び工場に於いて、ISO9001：2015認証を受けています。

**マーク使用例**

|                                                           | JCQA 適合マーク                                                                                                                                                                           | JAB 認定シンボル(併記マーク)                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 品質<br>マネジメントシステム<br>ISO9001<br>(JIS Q 9001)               |  <p>QMS CERTIFIED FIRM<br/>ISO 9001<br/>〇〇〇〇事業所<br/>JCQA-〇〇〇〇</p>                                   |   <p>QMS CERTIFIED FIRM<br/>ISO 9001<br/>〇〇〇〇事業所<br/>JCQA-〇〇〇〇</p> <p>MS<br/>CM003</p>                                     |
| 環境<br>マネジメントシステム<br>ISO14001<br>(JIS Q 14001)             |  <p>EMS CERTIFIED FIRM<br/>ISO 14001<br/>〇〇〇〇事業所<br/>JCQA-E-〇〇〇〇</p>                                |   <p>EMS CERTIFIED FIRM<br/>ISO 14001<br/>〇〇〇〇事業所<br/>JCQA-E-〇〇〇〇</p> <p>MS<br/>CM003</p>                                  |
| 労働安全衛生<br>マネジメントシステム<br>ISO45001<br>(JIS Q 45001)         |  <p>OH&amp;SMS CERTIFIED FIRM<br/>ISO 45001<br/>〇〇〇〇事業所<br/>JCQA-O-〇〇〇〇</p>                        |   <p>OH&amp;SMS CERTIFIED FIRM<br/>ISO 45001<br/>〇〇〇〇事業所<br/>JCQA-O-〇〇〇〇</p> <p>MS<br/>CM003</p>                         |
| 品質・環境<br>マネジメントシステム<br>両方を登録している<br>事業所<br>ISO 9001・14001 |  <p>QMS, EMS CERTIFIED FIRM<br/>ISO 9001, ISO 14001<br/>〇〇〇〇事業所<br/>JCQA-〇〇〇〇<br/>JCQA-E-〇〇〇〇</p> |   <p>QMS, EMS CERTIFIED FIRM<br/>ISO 9001, ISO 14001<br/>〇〇〇〇事業所<br/>JCQA-〇〇〇〇<br/>JCQA-E-〇〇〇〇</p> <p>MS<br/>CM003</p> |

## マーク使用例

|                                                                            | JCQA 適合マーク                                                                                                                                                                                                    | ISMS-AC認定シンボル／ANAB 認定シンボル(併記マーク)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 品質・環境・<br>労働安全衛生<br>マネジメントシステムを<br>登録している事業所<br>ISO 9001・14001<br>ISO45001 | <br>QMS, EMS, OHSMS CERTIFIED FIRM<br>ISO 9001, ISO 14001<br>ISO 45001<br>〇〇〇〇事業所<br>JCQA-〇〇〇〇<br>JCQA-E-〇〇〇〇<br>JCQA-O-〇〇〇〇 | <br>QMS, EMS, OHSMS CERTIFIED FIRM<br>ISO 9001, ISO 14001<br>ISO 45001<br>〇〇〇〇事業所<br>JCQA-〇〇〇〇<br>JCQA-E-〇〇〇〇<br>JCQA-O-〇〇〇〇<br><br>MS<br>CM003                                                                                                                                                                                           |
| 食品安全<br>マネジメントシステム<br>ISO22000                                             | <br>FSMS CERTIFIED FIRM<br>ISO 22000<br>〇〇〇〇事業所<br>JCQA-F-〇〇〇〇                                                               | <br>FSMS CERTIFIED FIRM<br>ISO 22000<br>〇〇〇〇事業所<br>JCQA-F-〇〇〇〇<br><br>ANSI National Accreditation Board<br>ACCREDITED<br>ISO/IEC 17021-1<br>MANAGEMENT SYSTEMS<br>CERTIFICATION BODY                                                                                                                                                      |
| 情報セキュリティ<br>マネジメントシステム<br>ISO/IEC 27001<br>(JIS Q 27001)                   | <br>ISMS CERTIFIED FIRM<br>ISO/IEC 27001<br>〇〇〇〇事業所<br>JCQA-S-〇〇〇〇                                                          | <br>ISMS CERTIFIED FIRM<br>ISO/IEC 27001<br>〇〇〇〇事業所<br>JCQA-S-〇〇〇〇<br><br>ISMS-AC<br>ISMS ISR026                                                                                                                                                                                                                                        |
| 品質・食品安全<br>マネジメントシステム<br>両方を登録している<br>事業所<br>ISO 9001・22000                | <br>QMS, FSMS CERTIFIED FIRM<br>ISO 9001, ISO 22000<br>〇〇〇〇事業所<br>JCQA-〇〇〇〇<br>JCQA-F-〇〇〇〇                                 | <br>QMS, FSMS CERTIFIED FIRM<br>ISO 9001, ISO 22000<br>〇〇〇〇事業所<br>JCQA-〇〇〇〇<br>JCQA-F-〇〇〇〇<br><br>MS<br>CM003<br><br>ANSI National Accreditation Board<br>ACCREDITED<br>ISO/IEC 17021-1<br>MANAGEMENT SYSTEMS<br>CERTIFICATION BODY<br>ISO 22000 |
| 品質・情報セキュリティ<br>マネジメントシステム<br>両方を登録している<br>事業所<br>ISO 9001<br>ISO/IEC 27001 | <br>QMS, ISMS CERTIFIED FIRM<br>ISO 9001, ISO/IEC 27001<br>〇〇〇〇事業所<br>JCQA-〇〇〇〇<br>JCQA-S-〇〇〇〇                             | <br>QMS, ISMS CERTIFIED FIRM<br>ISO 9001, ISO/IEC 27001<br>〇〇〇〇事業所<br>JCQA-〇〇〇〇<br>JCQA-S-〇〇〇〇<br><br>MS<br>CM003<br><br>ISMS-AC<br>ISMS ISR026                                                                                                  |

## マーク使用例

|                                                                                                                                                   | JCQA 適合マーク                                                                                                                                                                                                   |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>情報セキュリティ<br/>マネジメントシステム・<br/>ISMS クラウド<br/>セキュリティ両方を<br/>登録している事業所<br/>ISO/IEC 27001<br/>・JIP-ISMS517<br/>CERTIFICATION<br/>(ISO/IEC27017)</p> |  <p>ISMS CERTIFIED FIRM<br/>JIP-ISMS 517 CERTIFICATION<br/>(ISO/IEC 27017)<br/>〇〇〇〇事業所<br/>JCQA-S-〇〇〇〇<br/>JCQA-Sc-〇〇〇〇</p> |  |
| <p>HACCP</p>                                                                                                                                      |  <p>HACCP CERTIFIED FIRM<br/>HACCP<br/>〇〇〇〇事業所<br/>JCQA-H-〇〇〇〇</p>                                                          |  |
| <p>品質マネジメント<br/>システム・HACCP<br/>両方を登録している<br/>事業所<br/>ISO 9001・HACCP</p>                                                                           |  <p>QMS, HACCP CERTIFIED FIRM<br/>ISO 9001、HACCP<br/>〇〇〇〇事業所<br/>JCQA-〇〇〇〇<br/>JCQA-H-〇〇〇〇</p>                            |  |

\* その他、疑問、不明な点は必ずお問い合わせください。





## JCQA 適合マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書

下記遵守事項に同意の上、JCQA 適合マークのデータ送付を依頼します。

|        |                |                           |               |
|--------|----------------|---------------------------|---------------|
| 登録番号   | (品質)JCQA-      | (環境)JCQA-E-               | (労働)JCQA-O-   |
|        | (食品)JCQA-F-    | (情報)JCQA-S-               | (アセット)JCQA-A- |
|        | (HACCP)JCQA-H- | (ISMS クラウドセキュリティ)JCQA-Sc- |               |
| 貴社名    |                |                           | 提出者名          |
| E-Mail |                |                           | TEL           |

1. 次のご希望の規格にチェック☑を入れてください。PDF 形式、JPEG 形式、AI 形式の電子データを配付致します。

- ☐1. 品質 (ISO9001)   ☐2. 環境 (ISO14001)   ☐3. 労働 (ISO45001)   ☐4. 品質/環境 (ISO9001/ISO14001)  
☐5. 品質/労働 (ISO9001/ISO45001)   ☐6. 環境/労働 (ISO14001/ISO45001)  
☐7. 品質/環境/労働 (ISO9001/ISO14001/ISO45001)   ☐8. 食品 (ISO22000)   ☐9. 情報 (ISO/IEC 27001)  
☐10. ISMS クラウドセキュリティ (※)   ☐11. アセット (ISO55001)   ☐12. HACCP  
☐13. 品質/食品   ☐14. 品質/情報   ☐15. 品質/HACCP  
☐16. 品質/環境/食品   ☐17. 品質/環境/情報   ☐18. 情報/ISMS クラウドセキュリティ(※)  
☐19. 品質/情報/ISMS クラウドセキュリティ   ☐20. 品質/環境/情報/ISMS クラウドセキュリティ  
☐21. 品質/環境/情報/アセット/ISMS クラウドセキュリティ  
☐22. その他( )

(※)上記 No.10 の ISMS クラウドセキュリティの JCQA 適合マークは単独で使用できません。情報セキュリティマネジメントシステムの JCQA 適合マークと並べて表示いただく、若しくは、情報マネジメントシステムと ISMS クラウドセキュリティを組み合わせた JCQA 適合マーク(No.18、認証に応じ No.19~21 等)をご使用ください。

2. JCQA 適合マークの使用に関し以下の点に注意して管理する。

- ・マーク関連の使用規定に準拠して、配付や複製等のルールを定めて運用する。
- ・適合マークを縮小又は拡大して使用する場合、マーク部は同一の縦横比で歪みなく識別可能なサイズで行う。(縦横比を変更しない。)
- ・JCQA 適合マークの色等は14~16ページの指定通りとする。
- ・インターネット、パンフレット又は広告、若しくは他の文書等(名刺含む)のコミュニケーション媒体に適合マークを引用する場合、JCQA の要求事項を遵守する。
- ・適合マークについて、誤解を招く方法で使用しない。また親会社等の他者による使用もしない。
- ・JCQA が認証の一時停止又は取消しをした場合、JCQA の指示に従い全ての広告物から適合マークを削除する。
- ・認証の範囲が縮小された場合、全ての広告物を修正する。
- ・製品(サービスを含む)又はプロセスが認証されているような誤解を与える方法で、適合マークの使用をしない。
- ・食品安全の JCQA 適合マーク(No.8,13,16)は、“製品の直接”、或いは“製品の包装の上に”使用することはできません。製品包装には製品を包む第一次包装及びあらゆる外装、又は第二次包装を含め全ての製品包装を含みます。
- ・認証範囲外の活動にも認証されていると受け取られるような使い方をしない。
- ・JCQA や認証システムの評価を損なうような、また社会的信用を失墜させるような適合マークの使用をしない。
- ・マーク類の使用は登録の有効期間のみとする。登録抹消日以降は、全ての広告物(印刷物や web サイト)から JCQA 適合マークを速やかに削除する。

申請者

会社名 \_\_\_\_\_

管理責任者 \_\_\_\_\_



日本化学キューエイ(株) 審査統括部 行  
MAIL : [logo-mark@jcqa.co.jp](mailto:logo-mark@jcqa.co.jp) (TEL. 03-3580-0951)

年 月 日

(併記マーク例: イメージ)



## 併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書(認証に応じたシンボルとの組み合わせ)

※JCQA が認定を受けていない分野: 併記マークは使用できません。

下記遵守事項に同意の上、併記マークのデータ送付を依頼します。

|        |                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------|
| 登録番号   | (品質)JCQA- (環境)JCQA-E-<br>(労働)JCQA-O- (食品)JCQA-F- (情報)JCQA-S- |
| 貴社名    | 提出者名                                                         |
| E-Mail | TEL                                                          |

1. ご希望の規格に項目にチェック☑を入れてください。 PDF 形式、JPEG 形式、AI形式の電子データを配付致します。  
ANAB シンボルが付く併記マークの場合、規定上、EPS 形式、PNG 形式の電子データで配付致します。

- ☐ 1. 品質 (ISO9001)    ☐ 2. 環境 (ISO14001)    ☐ 3. 労働 (ISO45001)    ☐ 4. 情報 (ISO/IEC 27001)  
☐ 5. 食品 (ISO22000)    ☐ 6. 品質/環境    ☐ 7. 品質/労働    ☐ 8. 品質/情報  
☐ 9. 品質/食品    ☐ 10. 環境/労働    ☐ 11. 品質/環境/労働    ☐ 12. 品質/環境/情報  
☐ 13. 品質/環境/食品    ☐ 14. その他( )

2. 併記マーク(JCQA 適合マークと JAB、ISMS-AC 又は ANAB 認定シンボルとの併記)の使用に関し以下の点に注意して管理する。

- ・マーク関連の使用規定に準拠して、配付や複製等のルールを定めて運用する。
- ・JAB、ISMS-AC 又は ANAB 認定シンボルは、JCQA 適合マークと併記して使用する。
- ・併記マークを縮小又は拡大して使用する場合、マーク部は同一の縦横比で歪みなく識別可能なサイズで行う。(縦横比を変更しない)併記マークは分解しない。ANAB シンボルは JCQA 適合マークのサイズを超えない。
- ・ANAB との併記マークに於いて、PNG 形式は拡大しないで使用する。品質を低下させず、現在のサイズ或いはそれ以下のサイズで使用する。
- ・併記マークの色等は14～16ページ記載の指定通りとする。
- ・印刷物・ウェブサイト等を作成している外部業者に、JAB、ISMS-AC 又は ANAB 認定シンボル(併記マーク)の電子データを提供した場合、当該外部業者に、当該電子データの保護及び漏洩防止の為、適切な管理を行うよう要求する。
- ・当該電子データを提供した外部業者の一覧を備え、JCQA が要求した場合、提示できるようにする。
- ・インターネット、パンフレット又は広告、若しくは他の文書等(名刺含む)のコミュニケーション媒体に併記マークを引用する場合、JCQA の要求事項を遵守する。
- ・併記マークについて、誤解を招く方法で使用しない。また親会社等の他者による使用もしない。
- ・JCQA が認証の一時停止又は取消しをした場合、JCQA の指示に従い全ての広告物から併記マークを削除する。
- ・認証の範囲が縮小された場合、全ての広告物を修正する。
- ・製品(サービスを含む)又はプロセスが認証されているような誤解を与える方法で、併記マークの使用をしない。
- ・ANAB 認定シンボルとの併記マーク(No 5.9.13)は、“製品の直接”、或いは“製品の包装の上に”使用することはできません。製品包装には製品を包む第一次包装及びあらゆる外装又は第二次包装を含め全ての製品包装を含みます。
- ・認証範囲外の活動にも認証されていると受け取られるような使い方をしない。
- ・JCQA や認証システムの評価を損なうような、また社会的信用を失墜させるような併記マークの使用をしない。
- ・マーク類の使用は登録の有効期間のみとする。登録抹消日以降は、全ての広告物(印刷物や web サイト)から JCQA 適合マークや JAB、ISMS-AC 又は ANAB 認定シンボルを速やかに削除する。
- ・認定シンボルが変更された場合は、JCQA が通知する期限内に変更を行う。

申請者  
会 社 名 \_\_\_\_\_

管理責任者 \_\_\_\_\_

## 6. 初回審査(第1段階審査と第2段階審査の2つの段階で実施)

第1段階審査の目的はMS構築状況の確認(文書レビューと現地訪問)です。第2段階審査の目的は第1段階で確認したMS運用状況の確認です。通常、第1段階審査後3ヶ月程度の間隔をとります。この間が6ヶ月を超える場合は、原則として第1段階の結果を確認してから実施します。但し、第1段階の結果或いはその他により、6ヶ月を超える正当な理由がある場合はこれを明確にして審査部長の承認を得ます。第2段階審査の最終日から6ヶ月以内に重大な不適合の修正及び是正処置の完了を確認できない場合は、認証の推薦を行う前に再度第2段階審査を実施します。

## 7. 維持審査

### 維持審査スケジュール

維持審査は原則として次の期間に受審してください。なお、起点日の約6ヶ月前に、JCQAから受審のご案内(下記「例」参照)をメールします。事業所ごとに維持審査の受審期間を記載していますので、その期間内に受審するようお申込みください。

(a) 1年に1回受審する事業所

登録日…認証の決定をした日をいいます

- ①. 新規登録後の初回維持審査 → 「起点日の2ヶ月前～登録日から12ヶ月を超えない日」
- ②. ①以降の全ての維持審査 → 「起点日の2ヶ月前～起点日の1ヶ月後」

(b) 1年に2回受審する事業所 … おおむね起点日の半年後と1年後

【注意】 (b)の場合、第5回目の維持審査実施予定日を起点日から2年半を超えない時期に設定して、更新審査実施日との間があまり接近しないよう設定することをお勧めします。

### 「例」

【日本化学キューエイ:○月分受審のご案内】JC-△△△ ○○○○株式会社 様

○○○○株式会社  
△△△工場 品質グループ  
○○○○○ 様

いつも大変お世話になっております。次回維持審査について下記の通りご案内致します。

**日程のお申し込みは、第1～第3希望日まで(週を変えて)ご記入の上、本メールにご返信くださいますようお願い致します。(申込用紙は特にございません。)**

■お申し込み締め切り日 2022年4月8日

- 登録番号:品質 ISO9001 JCQA-○○○○(JC-△△△)
- 事業所名:○○○○株式会社 △△△工場
- 審査種類と予定工数:第8回更新後第1回維持審査 3MD (審査員:1名、日数:3日)
- 受審可能期間:※8月10日(水)～11月9日(水)

■日程お申し込みについてのお願い

1. 可能であれば月曜日は避けて設定お願い致します。
2. 調整により万一ご希望に添えない場合はご相談させていただきます。
3. 「審査日程設定通知」のご連絡までに少々お時間を頂いております。

※お見積書は、別途PDFファイルにてメール送付致します。

■注意事項

受審可能日を過ぎますと、登録取消となる場合がありますので、ご注意ください。

## 維持審査の内容

維持審査に於いて、指定した部門の審査の他、下記の事項を確認します。  
(クロージングミーティングでお伝えしております)

### 品質マネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況
- ▶ 意図した結果の達成状況(苦情、製品の適合性、目標と達成状況)
- ▶ リスク及び機会への取り組み
- ▶ MS 運用状況(内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ 是正処置の状況
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

### 環境マネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況(環境法規制、著しい環境側面、組織体制、文書管理等)
- ▶ 意図した結果の達成状況(苦情、外部コミュニケーションの記録と管理、目標と達成状況)
- ▶ リスク及び機会への取り組み
- ▶ MS 運用状況(内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ 是正処置の状況
- ▶ 順守義務と順守評価
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

### 労働安全衛生マネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況(労安法規制、危険源、組織体制、文書管理等)
- ▶ 意図した結果の達成状況(労働安全衛生目標を含むパフォーマンス指標の達成度)
- ▶ リスクアセスメントの実施結果とリスク低減活動等
- ▶ MS 運用状況(内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ インシデント、不適合の発生状況と是正処置の実施状況
- ▶ 順守義務と順守評価
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

### 情報セキュリティマネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況
- ▶ 意図した結果の達成状況(インシデント、目的と達成状況)
- ▶ リスク及び機会に対する活動
- ▶ MS 運用状況(情報セキュリティアセスメント、管理策の対応、内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ 是正処置の状況
- ▶ 順守義務と順守評価
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

## ISMSクラウドセキュリティマネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況
- ▶ 意図した結果の達成状況（インシデント、目的と達成状況）
- ▶ リスク及び機会に対する活動
- ▶ MS 運用状況（情報セキュリティアセスメント、管理策の対応、内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性）
- ▶ 是正処置の状況
- ▶ 順守義務と順守評価
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

## 食品安全マネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況
- ▶ 意図した結果の達成状況（苦情への対応、製品適合性の状況、内部・外部コミュニケーション、目標と達成状況）
- ▶ リスク及び機会への取り組み
- ▶ MS 運用状況（内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性）
- ▶ PRP、OPRP、HACCPプラン、検証活動の実施状況
- ▶ 是正処置の状況
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

## アセットマネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況（含む SAMP、財務パフォーマンス他）
- ▶ 意図した結果の達成状況（苦情、アセットポートフォリオの適合性、目標と達成状況）
- ▶ 外部・内部の課題、リスク及び機会への取り組み
- ▶ MS 運用状況（内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性）
- ▶ 是正処置、予測対応処置、継続的改善の状況
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

## HACCP

---

- ▶ 運用状況（7 原則 12 手順）
- ▶ HACCPプラン、検証活動、等の実施状況
- ▶ 是正処置の状況
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

## 8. 更新審査

### 更新審査スケジュール

更新審査は起点日の3ヶ月前から受審できます。なお、起点日の約6ヶ月前に、JCQAから受審のご案内(下記「例」参照)をメールします。事業所ごとに更新審査の受審可能期間※を記載していますので、その期間内に受審するようにしてください。

「例」

【日本化学キューエイ:○月分受審のご案内】JC-△△△ ○○○○株式会社 様

株式会社○○○○○  
△△部長  
○○○○○ 様

いつも大変お世話になっております。  
次回更新審査について下記の通りご案内致します。

**日程のお申し込みは、第1～第3希望日まで(週を変えて)ご記入の上、本メールにご返信くださいますようお願い致します。(申込用紙は特にございません。)**

■お申し込み締め切り日 2022 年 4 月 8 日

- 登録番号:品質 ISO9001 JCQA-○○○○(JC-△△△)
- 事業所名:○○○○株式会社
- 審査種類と予定工数:第7回更新審査 2.75MD (審査員:1名、日数:2.75日)
- 受審可能期間:※7月 19日(火)～9月 30日(金)  
(有効期限:2022 年 11 月 18 日)

今回は、11月の登録委員会(7日予定)で承認される必要があります。  
尚、更新審査終了後、登録委員会までは、不適合の是正計画・承認、  
報告書作成・承認、事前の検討会等を含む諸手続きのため4週間が必要です。

■日程お申し込みについてのお願い

1. 可能であれば月曜日は避けて設定お願い致します。
2. 調整により万一ご希望に添えない場合はご相談させていただきます。
3. 「審査日程設定通知」のご連絡までに少々お時間を頂いております。

※お見積書は、別途 PDF ファイルにてメール送付致します。

■注意事項

受審可能日を過ぎますと、登録取消となる場合がありますので、ご注意ください。

### 更新審査の内容

更新審査に於いては、初回審査と同様に全組織の審査を行います。また、3年間のマネジメントシステムのレビューを行い、有効性と継続性を審査します。

## 9. 拡大審査

既に認証された範囲の拡大をご予定の際は、「登録内容変更届」にて JCQA 管理部までお知らせください。  
(登録内容変更届①はホームページに掲載しています。 URL: <https://www.jcqa.co.jp/registered/>)  
申請内容のレビューを行い、拡大の可否の決定に必要な審査を策定します。

拡大審査は、維持審査、更新審査と合わせて実施する、若しくは、これらの審査とは異なるタイミングで実施することもできます。

組織のMS、組織、又はMSを運営する状況に重要な変更(拡大、法律等の変更)があった場合、初回審査に準じた拡大第1段階審査を加えることがあります。

第1段階審査は、拡大審査の概ね2～3ヶ月前までに受審いただきます。

## 10. 縮小を伴う審査

既に認証された範囲の縮小をご予定の際は、「登録内容変更届」にて JCQA 管理部までお知らせください。  
(登録内容変更届①はホームページに掲載しています。 URL: <https://www.jcqa.co.jp/registered/>)  
申請内容のレビューを行い、縮小を伴う審査に必要な事項が生じる場合には、JCQA から連絡します。

縮小を伴う審査は、維持審査、更新審査と合わせて実施する、若しくは、これらの審査とは異なるタイミングで実施することもできます。

## 11. マニュアルについて

### 審査時に使用するマニュアルについて

審査日が決まり、チームリーダーより連絡がありましたら、審査で使用する最新版のマニュアル(承認印、承認署名のあるもの)をチームリーダー宛に送付してください。

### 改訂版の取り扱いについて

マニュアルは、審査前にチームリーダーより連絡があるまで送付する必要はありません。  
マニュアル改訂の都度 JCQA へ送付する必要はありません。



## 12. 登録内容の変更、報道された事故・不祥事等について

現在登録しているマネジメントシステムに影響を及ぼす下記の変更が生じた場合は、必ず「登録内容変更届」にて JCQA 管理部まで遅延なくお知らせください。

(登録内容変更届①②はホームページに掲載しています。URL: <https://www.jcqa.co.jp/registered/>)

その内容によっては、認証書の変更手続きが必要になります。(35ページ参照)

※認証書を変更した場合、JAB、ISMS-AC 及び ANAB への変更手続きは、JCQA が行います。

また、マスコミに報道された事故・不祥事等があった場合、行政に届け出たリコールがあった場合にも遅延なくご連絡をお願い致します。必要に応じて臨時審査を行い、その結果によっては一時停止となる場合があります。尚、ご不明な点がある場合は管理部までご相談ください。(臨時審査、一時停止、復帰については、34ページに記載しています。)

### 品質マネジメントシステム

- ▶ スcopeの変更(認証範囲の拡大／縮小等)  
例:製品の追加・削除、開発・製造・販売等の業務の追加・削除等
- ▶ 事業所、関連会社の追加・削除、名称変更等の変更(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 組織変更の場合(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 認証対象人員が大幅に変動した場合
- ▶ 登録した複数の品質マネジメントシステムの合体等
- ▶ 経営者、品質管理責任者、連絡窓口者
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ その他大幅な変更
- ▶ マスコミに報道された災害・事故、不祥事、訴訟、虚偽行為その他の事態があった場合  
及び行政に届け出たリコールがあった場合

### 環境マネジメントシステム

- ▶ スcopeの変更(認証範囲の拡大／縮小等)  
例:製品の追加・削除、開発・製造・販売等の業務の追加・削除等
- ▶ 事業所、関連会社の追加・削除、名称変更等の変更(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 組織変更の場合(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 認証対象人員が大幅に変動した場合
- ▶ 登録した複数の環境マネジメントシステムの合体等
- ▶ 経営者、品質管理責任者、連絡窓口者
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ その他大幅な変更
- ▶ マスコミに報道された災害・事故、不祥事、訴訟、虚偽行為その他の事態があった場合

### 労働安全衛生マネジメントシステム

- ▶ スcopeの変更(認証範囲の拡大／縮小等)  
例:製品の追加・削除、開発・製造・販売等の業務の追加・削除等
- ▶ 事業所、関連会社の追加・削除、名称変更等の変更(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 組織変更の場合(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 認証対象人員が大幅に変動した場合
- ▶ 登録した複数の労働安全衛生マネジメントシステムの合体等
- ▶ 経営者、品質管理責任者、連絡窓口者

- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ その他の大幅な変更
- ▶ マスコミに報道された災害・事故、不祥事、訴訟、虚偽行為、その他の事態があった場合

#### 情報セキュリティマネジメントシステム

- ▶ スcopeの変更(認証範囲の拡大／縮小等、認証されたマネジメントシステムに基づく活動の範囲)
- ▶ 事業所、関連会社の追加・削除、名称変更等の変更(新旧組織対比表を添付)  
注記)▶ 認証範囲内に於ける組織の活動が追加若しくは削除された場合(定義された物理的な場所の有無に関わらず)
- ▶ 組織変更の場合(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 認証対象人員が大幅に変動した場合
- ▶ 登録した複数の情報セキュリティマネジメントシステムの合体等
- ▶ 経営者、品質管理責任者、連絡窓口者
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ 法的、商業上、組織上の地位又は所有権
- ▶ その他の大幅な変更
- ▶ マスコミに報道された災害・事故、不祥事、訴訟、虚偽行為その他の事態があった場合

#### ISMSクラウドセキュリティマネジメントシステム

- ▶ スcopeの変更(クラウド範囲の変更、認証範囲の拡大／縮小等、認証されたマネジメントシステムに基づく活動の範囲)
- ▶ 事業所、関連会社の追加・削除、名称変更等の変更(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 組織変更の場合(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 認証対象人員が大幅に変動した場合
- ▶ 登録した複数の情報セキュリティマネジメントシステムの合体等
- ▶ 経営者、品質管理責任者、連絡窓口者
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ 法的、商業上、組織上の地位又は所有権
- ▶ その他の大幅な変更
- ▶ マスコミに報道された災害・事故、不祥事、訴訟、虚偽行為その他の事態があった場合

#### 食品安全マネジメントシステム

- ▶ スcopeの変更(認証範囲の拡大／縮小等)  
例: 製品の追加・削除、開発・製造・販売等の業務の追加・削除等
- ▶ 事業所、関連会社の追加・削除、名称変更等の変更(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 組織変更の場合(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 認証対象人員が大幅に変動した場合
- ▶ 登録した複数の食品安全マネジメントシステムの合体等
- ▶ 経営者、食品安全チームリーダー、連絡窓口者
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ その他の大幅な変更
- ▶ マスコミに報道された災害・事故、不祥事、訴訟、虚偽行為その他の事態があった場合  
及び行政に届け出たリコールがあった場合

## アセットマネジメントシステム

---

- ▶ スcopeの変更(認証範囲の拡大／縮小等)  
例:アセットポートフォリオの追加・削除、業務の追加・削除等
- ▶ 事業所、関連会社の追加・削除、名称変更等の変更(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 組織変更の場合(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 認証対象人員が大幅に変動した場合
- ▶ 登録した複数のアセットマネジメントシステムの合体等
- ▶ 経営者、管理責任者、連絡窓口者
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ その他の大幅な変更
- ▶ マスコミに報道された災害・事故、不祥事、訴訟、虚偽行為その他の事態があった場合  
及び行政に届け出たリコールがあった場合

## HACCP

---

- ▶ スcopeの変更(認証範囲の拡大／縮小等)  
例:製品の追加・削除、開発・製造・販売等の業務の追加・削除等
- ▶ 経営者、食品安全チームリーダー、連絡窓口者
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ その他の大幅な変更
- ▶ マスコミに報道された災害・事故、不祥事、訴訟、虚偽行為その他の事態があった場合  
及び行政に届け出たリコールがあった場合

### 13. 「不適合」「軽欠点」「改善の機会」へのご対応について

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>「不適合」</b></p>   | <p>定義：規格要求事項の大項目の欠如を該当する欠点</p> <p>処理基準と対応：<br/>利害関係者の観点で規格への適合性を判定します。</p> <p>不適合の内容を『不適合/是正処置回答書』に記載して提出していただきます。（＊１）</p> <p>１ヶ月内を目途に、是正処置を完了の上、その適切性を確認後、登録、維持或いは更新の手続きを行います。<br/>（必要に応じ、是正処置完了や処置の適切性を確認する為の再審査を実施します。）</p> <p>短期間に是正ができない程の重大な不適合の場合、審査を打ち切り、再度審査等を行う必要があります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規定・規格要求事項を反映していない仕組み</li> <li>・ 内部監査、MR、不適合に対する処置の理由なき未実施</li> <li>・ 関連法令からの逸脱</li> </ul> <p>（＊１）審査リーダーが審査最終日のクロージングミーティングにて依頼します。</p> <p>（審査リーダーはクロージングミーティングに先立ち、不適合を特定し不適合報告書を作成、審査の結論を一次報告書に纏め提示します。入手した証拠に基づきその不適合を理解していただく為、受審組織様と協議します。是正処置の完了期日も管理責任者と合意します。）</p> <p>※常態化した不適合又は深刻な不適合があった場合は、認証の一時停止となります。</p> <p>※一時停止後、６ヶ月以内に一時停止の原因となった問題を解決していただきます。<br/>一定期間内に解決できない場合や深刻な不適合が検出された場合、認証の取り消し、又は要求事項に適合しない部分が除外されるよう認証範囲の縮小を決定します。<br/>（３４ページの「一時停止」「復帰」参照）</p> <p>審査員は不適合の原因又は解決法を提案することは控えます。</p> |
| <p><b>「軽欠点」</b></p>   | <p>定義：次回審査までは利害関係者に不利益を出すおそれはない不適合</p> <p>処理基準と対応：<br/>利害関係者の観点で規格への適合性を判定します。</p> <p>『軽欠点/是正処置計画書』を約１週間以内に提出していただきます。（＊２）<br/>その適切性を確認後、登録、維持或いは更新の手続きを行います。</p>                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実害に至らない範囲の MS 上のルール違反（組織として遵守すべきルール、社内規定、作業手順、モラル違反の徹底を欠いている状態等）</li> </ul> <p>（＊２）審査リーダーが審査最終日のクロージングミーティングにて依頼します。</p> <p>（審査リーダーはクロージングミーティングに先立ち、軽欠点を特定し軽欠点報告書を作成、審査の結論を一次報告書に纏め提示します。受審組織様に理解していただけるよう説明の上、入手した証拠を提示します。対応期日についても同意をいただきます。）</p> <p>※修正及び是正処置確認は次回審査で実施します。</p>                                                                                                                                                                                                                              |
| <p><b>「改善の機会」</b></p> | <p>定義：不適合ではない事象で改善の余地があるものへの所見</p>                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>適合ですので、改善するかどうかは受審組織様の判断に委ねます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状より良くなる提案事項等</li> <li>・ 有効性の向上、重複のムダの提示等</li> <li>・ 採否は受審組織様に委ねて良いと判断できるレベルのもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 14. 臨時審査

登録維持の期間内に、定期的な維持審査又は更新審査とは別に、下記のような場合に、その内容を審議し、必要があれば、登録維持の適切性について臨時審査を行うことがあります。  
これらに該当する場合は、速やかにご連絡をお願い致します。

- ・登録維持に影響を及ぼすような災害・事故、不適切行為の発覚、虚偽行為その他の事態が生じ、マスコミに報道された場合
- ・登録維持に影響を及ぼすような行政に届け出たリコールがあった場合
- ・定期的な維持審査又は更新審査以外に改正規格への移行を行う場合
- ・苦情調査の場合
- ・マネジメントシステムの大幅な変更が生じた場合
- ・一時停止とした組織のフォローアップを行う場合

臨時審査の詳細は、JCQAからご案内を致します。また、原則として、JCQA から連絡した期間内に臨時審査の受審をお願い致します。

## 15. 一時停止

登録維持の期間内に、下記のような事由があった場合には、認証の一時停止となります。

- ・有効性に関する要求事項を含む認証要求事項に対し、常態化した不適合又は深刻な不適合があった場合
- ・法令順守に関して、故意の不順守がある、又は意図的に不順守を継続している場合
- ・要求された頻度での維持審査又は更新審査が実施されない場合
- ・縮小範囲に関して、一般市民を含む外部への影響を含め、労働安全衛生上のリスクが残っている場合に、そのリスクが適切に管理されていることを検証できない場合
- ・一時停止の要請があった場合

一時停止後は、**6ヶ月以内に一時停止の原因となった問題を解決していただきます**。一定期間内に解決できない場合は、認証の取り消し、又は認証範囲の縮小の決定を行います。

重大な不適合が検出され、取り消し、一時停止又は認証範囲の縮小につながる可能性があると判断した場合、審査チームリーダーは審査部長に報告致します。その場で判断がつかない場合は、もち帰って審査部より見解を述べることになります。

認定が取り消しになった場合、認証の引用を含む全ての広告物の使用を中止する必要があります。認証範囲が縮小された場合、認証の引用を含む全ての広告物を修正する必要があります。

## 16. 復帰

認証が失効した後、未完了だった更新審査を6ヶ月以内に完了し、且つ、登録委員会における更新が可と判定されれば、認証を復帰することができます。

そうでない場合は、6ヶ月以内に第2段階審査を実施して、最終的に再認証活動が完了し、且つ、登録委員会における更新が可と判定されれば認証を復帰することができます。

これらの場合の認証書の発行日は、更新決定日、若しくは、その後とし、有効期限は以前の認証の周期に基づきます。

## 17. 認証書が変更となるケースについて

以下のケースは認証書が変更となります。

- 社名、事業所名の変更（事業所の追加・削除を含む）
- 住所の変更※
- 活動範囲の変更
- 新たな製品及びサービスの提供、製品とサービスの境界・業態の変更（委託管理等）

※ 市町村合併による住所変更は「登録内容変更届①」の変更項目欄「所在地(口市町村合併)」にチェック☑を入れてください。認証書発行は、次回更新時とします。

それまでに新たな認証書が必要な場合は、お申し出ください。（有料）

### 変更手続き手順

1. 「登録内容変更届①、②」を管理部宛に提出してください。  
様式はホームページに掲載しています。（URL: <https://www.jcqa.co.jp/registered/>）
- 2-1. 認証書及び JAB、ISMS-AC、ANAB への変更が必要な場合は、お客様ポータルサイトから審査の約1週間前に「認証書発行手続きー認証書記載内容確認書・注文書入力送信のお願い」(お知らせメール)を貴社ご担当者様へ発信致します。お客様ポータルサイトにて入力・送信してください。（ポータルサイト上のご担当者様です。）
- 2-2. JCQA で次の手続きをします。
  - ① JCQA での登録データの変更
  - ② 変更内容に伴う認証書の作成
  - ③ JAB(品質・環境、労働安全衛生)
  - ④ ISMS-AC(情報セキュリティ)
  - ⑤ ANAB(食品安全)
 上記③～⑤各認定機関へのデータの変更通知  
 注: ISMS クラウド・アセット・HACCP は、JCQA による認証ですので、認定機関(JAB 等)への手続きはありません。

### 認証書変更料金

変更料金は次の通りです。

| 変 更 内 容                                                                        | 認証書変更料金及び発行手数料(和文・正本) |
|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 審査名称に拡大(縮小)等を含まない<br>「維持審査」*で認証書を発行する場合、<br>審査を伴わない社名変更、住所変更等<br>により認証書を発行する場合 | ¥ 10,000(税別)          |
| 審査を伴う場合＝拡大(縮小)審査等<br>(事業の拡大、スコープの拡大・縮小等)<br>(上欄の*以外の変更審査)                      | P.8 の発行手数料をご参照ください。   |



## 18. お客様ポータルサイトによる「認証書記載内容確認書」について(更新・変更審査等)

- 発信時期：審査の約 1 週間前 / お客様ポータルサイトからお知らせメールが発信されます。
- 発信元アドレス：ポータルサイト運営事務局
- メールタイトル：「[JCQA ポータル] 貴社へのお知らせが登録されました」
- 宛先：ポータルサイト上の貴社ご担当者様(ポータルサイトに登録されているご担当者様)
- 入力・送信方法：メール内の URL をクリックしてお客様ポータルサイトにログインしてください。

P.37の画面：【記載内容の確認・入力画面へ】ボタンよりお進みいただき、ご入力の上、【送信】ボタンを押してください。(下図 **黄色い FAQ ボタン**もご活用ください)

### 「例」

貴社へのお知らせが登録されました

〇〇〇〇株式会社 様

いつも大変お世話になっております。

JCQAポータルサイトに、貴社へのお知らせが新たに登録されました。

詳細は下記をクリックしてご確認ください。

<https://newportal.jcqa-customer.jp/Notifications/Detail/XX>

日本化学キューエイ株式会社  
ポータルサイト運営事務局  
e-mail : portal-unei@jcqa.co.jp

URL をクリック !

お客様ポータルサイト ログイン

①ログインID：審査番号 (選択してください) 0001

※ログインIDは登録番号 JCQA-△△△△ではありませんので注意してください。

②パスワード

※8文字以上、数字・大文字・小文字・記号を3種類以上使ってください。  
※パスワードは貴社で管理してください。

ログイン

[パスワードを忘れてしまった場合はこちらからリセットいただけます](#)

**i 初回ログイン方法の詳しいご案内**

 解説動画  
はこちら

 解説マニュアル  
はこちら

**i 2回目以降のログインヘルプのご案内**

 ログインFAQ  
はこちら

(選択してください)

Q:品質(JC-審-)  
E:環境(JCE-審-)  
O:労働(JCO-審-)  
F:食品(JCF-審-)  
S:情報(JCS-審-)  
Sc:クラウド(JCSc-審-)  
A:アセット(JCA-審-)  
H:HACCP(JCH-審-)

- ① ログインIDは **審査** 番号
- ② 貴社独自のパスワード

貴社へのお知らせ

JCE 審 査 株式会社 ログアウト

マイページ  
ログイン/パスワードの変更  
メールアドレスの変更  
事務局へのお問い合わせ

他の審査番号へ切り替え  
→ JCE 審 査

タイトル 【JCQA】 認証書発行手続きのお願い（「認証書記載内容確認書・注文書」入力・送信のお願い）

受審組織様

平素は大変お世話になっております。

さて、「認証書記載内容確認書・注文書」に入力いただく準備が整いましたのでご連絡致します。  
下記ボタンをクリックしてください。

記載内容の確認・入力画面へ

クリック！

記載内容の確認・入力画面へ移動します。  
最終ページの送信ボタンまで進んで完了させてください。

＜お問い合わせ＞  
・認証書記載内容確認書の内容（活動範囲や表現等）に関するお問い合わせ：担当審査リーダー  
・その他、事務的なことに関するお問い合わせ：ninsyosyokakunin@jcqa.co.jp（審査統括部）宛に お問い合わせします。

日本化学キューエイ株式会社 審査統括部長

戻る

ご入力、内容確認画面を経て、（下図）【送信】ボタンにて完了です。

受審組織確認欄

印刷

管理責任者名（必須）

認証書記載内容確認書に関する特記事項（任意）

認証書およびレプリカ注文書へ戻る

送信

\* JCQA ホームページ内のマイページからもポータルサイトにアクセスできます。



・その他注意事項：

ISMS 認証書に関しては以下の注意が必要です。該当する場合は弊社審査統括部へその旨の連絡をお願いします。ISMS 認証書内に ISO/IEC27001:2022 の 6. 1. 3d) に従って組織の適用宣言書が記載されていますが、その中で必要と決定された管理策群の情報源として国内規格及び国際規格を参照し、記載したい場合はご連絡ください。尚、認証文書における上記参照事項は、適用宣言書の中で適用される管理策群の単なる情報源であり、それらの規格に対する認証ではないことを、明確に示さなければならぬ事が ISO/IEC27006-1:2024 に規定されていることをあらかじめご了承ください。

## 19. 複数サイト(2 サイト以上)の場合の(認証書)付属書記載例

## 付属書への反映例①

## 見直しする際の視点と事例(ケース1)

※認証範囲に本社の活動要素(販売/開発など)の表記がある場合

before

品質マネジメントシステム

現在：否

付 属 書

登録番号 JCQA-0000 登録日 0000年00月00日  
更新日 0000年00月00日 有効期限 0000年00月00日  
拡大日

社名(事業所名)：株式会社

所在地：

工場

東京都乙市●●町 222-2

本社

東京都甲市●●町 111-1

活動範囲：

環境製品の開発、販売及び製造

after

品質マネジメントシステム

更新時：要

付 属 書

登録番号 JCQA-0000 登録日 0000年00月00日  
更新日 0000年00月00日 有効期限 0000年00月00日  
拡大日

社名(事業所名)：株式会社

活動範囲：

環境製品の開発、販売及び製造

所在地：

工場

東京都乙市●●町 222-2

環境製品の製造

本社

東京都甲市●●町 111-1

環境製品の開発、販売

## 付属書への反映例②

## 見直しする際の視点と事例(ケース2)

※認証範囲に本社の活動要素の表記がない場合

before

品質マネジメントシステム

現在：否

付 属 書

登録番号 JCQA-0000 登録日 0000年00月00日  
更新日 0000年00月00日 有効期限 0000年00月00日  
拡大日

社名(事業所名)：株式会社

所在地：

工場

東京都乙市●●町 222-2

本社

東京都甲市●●町 111-1

活動範囲：

環境製品の製造

after

品質マネジメントシステム

更新時：要

付 属 書

登録番号 JCQA-0000 登録日 0000年00月00日  
更新日 0000年00月00日 有効期限 0000年00月00日  
拡大日

社名(事業所名)：株式会社

活動範囲：

環境製品の製造

所在地：

工場

東京都乙市●●町 222-2

環境製品の製造

本社

東京都甲市●●町 111-1

環境製品の製造管理業務 ※(例)購買、生産管理、経営者 etc.)

☆☆工場：

〇〇県〇〇市〇〇1-1-1

関連会社：

□□化成株式会社：

〇〇県△△市〇〇1-2-3

B製品の製造

活動範囲が同一の場合、JCQAでは纏めて記載する表記ルールにしております。

☆☆工場と□□化成株式会社の活動範囲が「B製品の製造」で同一の為、□□化成株式会社の下に纏めて記載します。

## 20. 認証書レプリカ販売のご案内

品質、環境、労働、食品、情報、ISMSクラウド、アセット各マネジメントシステム認証書のレプリカを販売しています。〔レプリカ:「木枠」と「プレート」のセットのことです。〕

### ① 認証書レプリカの材質とサイズ〔例:和文〕



- 外形部分: 木製(こげ茶)  
縦 410(363) × 横 530(485)
- プレート部分(認証書、付属書印字板):  
ステンレス材質(SUS-304BA)  
縦 298 × 横 419  
旧のプレート部分(軸(足)がシルバー)  
縦 306 × 横 427

プレートのみご注文の方へ  
レプリカ木枠の軸(足)の部分を  
ご確認の上、備考欄に☑してください。

### ② 価格表 プレート、木枠それぞれ別注文も承ります。

| 品 名         | 価格(税別)   | 備 考              |
|-------------|----------|------------------|
| 認証書レプリカ(和文) | ¥ 50,000 | 2 個目からは ¥ 30,000 |
| 認証書レプリカ(英文) | ¥ 50,000 | 〃                |
| プレートのみ(和文)  | ¥ 35,000 | 2 個目からは ¥ 15,000 |
| プレートのみ(英文)  | ¥ 35,000 | 〃                |
| 木枠のみ        | ¥ 15,000 | 2 個目以上も割引なし      |

※1 回の注文で各種 2 個以上注文された場合のみ割引対象となります。

### ③ ご注文方法

お客様ポータルサイトから審査の約1週間前に「認証書発行手続きー認証書記載内容確認書・注文書入力送信のお願い」(お知らせメール)を貴社ご担当者様へ発信致します。レプリカ注文画面にご希望部数をご入力ください。

審査のタイミング以外で追加のご注文がある場合は「品質・環境・労働・食品・情報・ISMSクラウド・アセット 認証書レプリカ注文書」(40ページに掲載)にてご注文ください。様式はホームページに掲載しています。(URL: <https://www.jcqa.co.jp/registered/>)

尚、レプリカは認証書を基にした受注生産品の為、納品は登録委員会終了後、約 2 ヶ月でお届けします。

### ④ お支払方法について

認証書レプリカ納品後、請求書を送付致します。弊社指定の銀行口座へお振込みください。振込手数料は貴社にてご負担いただきたくお願い申し上げます。

### ⑤ 旧レプリカのプレートについて 各受審組織様で破棄処分をお願い致します。

日本化学キューエイ(株) 審査統括部 行  
MAIL : ninsyosyokakunin@jcqa.co.jp  
(TEL: 03-3580-0951)

審査時以外、「追加」でお申し込みいただく場合にご利用ください。  
様式はホームページに掲載しています。  
(URL: <https://www.jcqa.co.jp/registered/>)

## 品質・環境・労働・食品・情報・ISMS クラウド・アセット 認証書レプリカ注文書

次のご希望の項目にチェック☑を入れてください。

- |                                                |                                                      |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 品質 (ISO9001)       | <input type="checkbox"/> 2. 環境 (ISO14001)            |
| <input type="checkbox"/> 3. 労働 (ISO45001)      | <input type="checkbox"/> 4. 食品 (ISO22000)            |
| <input type="checkbox"/> 5. 情報 (ISO/IEC 27001) | <input type="checkbox"/> 6. ISMS クラウド (ISO/IEC27017) |
| <input type="checkbox"/> 7. アセット (ISO55001)    |                                                      |

登録番号: JCQA-

貴社名:

受審事業所:

[レプリカ:「木枠」と「プレート」のセットのことです。]

| 品名          | 数量 | 備考                             |
|-------------|----|--------------------------------|
| 認証書レプリカ(和文) | 個  | 50,000 円/個(同一種 2 個目～:30,000 円) |
| 認証書レプリカ(英文) | 個  |                                |
| プレートのみ(和文)  | 個  | 35,000 円/個(同一種 2 個目～:15,000 円) |
| プレートのみ(英文)  | 個  |                                |
| 木枠のみ        | 個  | 15,000 円                       |

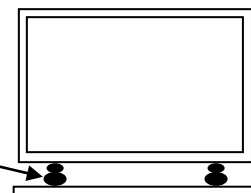
(税別)

注意!

プレートのみご注文の方へ

プレートのサイズが 2 種類ありますので、枠の軸(足)部分がシルバーか木製か備考欄に☑してください。(プレート部分はステンレス材質)

この部分をご確認ください。



\* 納品先 \*

住所:

所属部署:

担当者名:

電話番号:

- ご記入いただきましたお客様の個人情報は、法令に基づいて、弊社が実施している登録業務に係る連絡・調整、並びに弊社の事業のご案内に限り利用させていただきます。

### JCQA記入欄

| 受付日 | 発注日 | 発送日 | 請求書発行 | 受付 No. | 注文 No. | 納品 No. | 請求 No. |
|-----|-----|-----|-------|--------|--------|--------|--------|
| 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日   |        |        |        |        |